新興国の規範形成

---- SDGs を中心として----

小 川 裕 子

How Can Emerging Powers Create International Norms?: In the Case of the Sustainable Development Goals (SDGs)

Hiroko OGAWA

Abstract

Since the 2010s, emerging powers have been remarkably rising. How will emerging powers affect the mechanism of creating norms, which function as the underlying foundations of the international politics? This article focused on the process of making the Sustainable Development Goals (SDGs), in which emerging powers proactively participated. This article revealed that emerging powers collaborated with developing countries and directly collided with developed countries to succeed in adopting "the Common but Differentiated Responsibilities (CBDR)" as the main principle of the SDGs as emerging powers demanded. Many cases have been studied that norm entrepreneurs persuaded the developed countries of Europe and the United States to diffuse norms. In this case, emerging powers cooperated with many developing countries and directly confronted with developed countries to create and spread norms. This case suggests that emerging powers may significantly change the mechanism of creating and diffusing norms in the international community.

はじめに

2010年代以降,新興国の台頭は顕著になった。かつて途上国と呼ばれた諸国の多くが目覚ましい経済成長を遂げ、中国やブラジルやインドなどの新興国の経済的重要性は、G7の平均的な諸国と匹敵あるいはそれを凌ぐものになった¹⁾。また新興国は、国際機関やG20などの政策決定の場に積極的に参加し発言するようになり、一部の先進諸国のみが、世界政治の仕組みや構成原理を決定するということが当たり前ではなくなった。新興国は世界政治の基盤となる規範の形成に対して、どのような影響を与えるのだろうか。

覇権安定論によると、パワーを増大させた新興国が、既存の超大国と覇権を争い、その勝利の暁には、自らの価値規範を投影する秩序や規範を形成するという。しかしながら、21世紀の新興国は、覇権安定論が想定する新興国とは大きく様相を異にする。21世紀の新興国は、自らの経済力の増大に見合う国際的な影響力を望み、IMF 改革やアジアインフラ投資銀行(Asian Infrastructure Investment Bank; AIIB)の創設など、新しい国際秩序を形成しようとするという点では、覇権安定論が想定する新興国に近い。しかしそのために必要なパワーは、他の先進諸国を卓越するものとはいえない。また新興国は、国内経済格差が大きい、深刻な貧困問題を抱える、民主化が十分進展していないなど、途上国の特徴を兼ね備えたままだ。それゆえ覇権安定論は、21世紀の新興国が規範形成に対してどのような影響を与えるかを十分説明できないのである。

本稿は、開発協力分野を中心として、新興国の規範形成行動を検討する。新興国は、開発協力主体としての存在感を増大し、規範形成にも意欲を持つようになった。中でも、新興国がその政治過程に積極的に参加したとされる持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals; SDGs)に着目する。SDGs は、2015年9月に国連総会で採択された、包括的で正当性の高い規範である。SDGs は、先進国のみならず、新興国、途上国、被援助国、NGOs を含む、世界中のステークホルダーの参加のもとで策定された。新興国は、SDGs 策定にどのように関わったのか。また新興国のかかわり方は、従来の規範形成の方法と比較して、どのような特徴があるのだろうか。

そこで、本稿は、まず21世紀の新興国の特性を概観する。次に、新興国が国際秩序・ルールに対してどのような態度を取ってきたか、そしてその途上国アイデンティティがフリーライダー志向を生み出したことを述べる。しかし経済成長とともに、新興国と呼ばれるようになると、規範形成にも関心を持つようになったことを述べる。そして、新興国がSDGs 策定過程にどのように関わり、どのような影響を与えたかを論じる。その上で、新興国による規範形成の特徴とは何か、それが今後の規範形成メカニズムにどのような影響

を与えるのかについて知見を述べたい。

1.21世紀の新興国

21世紀の新興国と言えば、ブラジル、ロシア、インド、中国、いわゆる BRICs を指す。 BRICs は、ゴールドマン・サックスのエコノミストであるジム・オネイル(Jim O'Neill)が造り出した造語である。オネイルは、高い経済成長率および大きな人口という点から、これら BRICs 諸国が近い将来有望な投資先となるであろう、また BRICs 諸国が、2050年までに世界経済においてはるかに大きな推進力となりうるであろうと予測した²⁾。世界各国の GDP ランキングによると、これまでアメリカの GDP の優位は揺らがないものの、2010年、BRICs 諸国は2005年時点の GDP を 2 倍以上に増やし、中国、ブラジル、インドが10位以内にランクインした。とりわけ中国は、GDP を2.2兆ドル(2005年)、6 兆ドル(2010年)、11兆ドル(2015年)と急増させ、アメリカ(17兆ドル)に次ぐ世界第 2 位となった³⁾。

その一方で、これら新興国は、深刻な貧困問題や国内経済格差など、多くの途上国が抱 える問題に直面している。中国は、その沿岸部において経済開発を急速に進めた結果、内 陸部との経済格差が拡大し、2014年までに内陸部の2.7億万人が職を求めて沿岸部に移住 する事態にまで陥っている。長年イギリスの植民地であったインドは、深刻な貧困問題を 抱える。貧困線以下の水準で暮らす人口の比率は、29.8%(2010年)にも達している。ま た今日なお女性や子供に対する厳然とした差別が存在している。児童(5~14歳)の12% (2006年) が労働に従事する。児童婚も多く、女性の第一子出産時の平均年齢は19.9歳 (2005/06年)と非常に若い。長年ポルトガルの植民地であったブラジルもまた、国内に 深刻な貧困問題を抱えており、貧困線以下の水準で暮らす人口の比率は21.4%、そして人 口の約4%が極度の貧困線以下の水準で暮らしている(2009年)。ブラジルは、伝統的に 国内経済格差も大きく、ジニ係数は51.9(2012年)で世界第16位となっている。またロシ アは、ソ連崩壊以来、社会主義的計画経済から市場経済への移行を進めてきたが、今日な お計画経済的様相が色濃く,政府は民間セクターの経済活動にも干渉を続けている。また ロシアは世界有数の石油や天然ガスの生産国であるとともに、世界有数の鉄鋼や一次アル ミニウムなどの金属輸出国であるため、一次産品の輸出に依存し、世界の景気循環に脆弱 となっている⁴⁾。

これら新興ドナーは、目覚ましい経済成長を遂げる一方で、過去に植民地であったという歴史的遺産を抱え、国内に深刻な貧困問題、国内経済格差などの、途上国が直面する問題に苦しむ。覇権安定論が想定する新興国とは大きく様相を異にするのである。

2. 異議申し立て5)

新興国は、かつて途上国と呼ばれた時代から、他の途上国と連携し、自らの主張や要求を明確に表明してきた。それは、国連における開発援助要求において顕著である。1946年の第1回国連総会、1947年の第4回経済社会理事会(Economic and Social Council; ECOSOC)会合において、多数の途上国が経済開発の必要性を訴えた。国連憲章の精神に則るものであるがゆえに、国連が途上国の経済開発援助に取り組むべきだと要求したのである。その結果、1948年の第3回国連総会では、国連が低開発国の経済開発と生活水準向上に乗り出すという総会決議198(II)と、国連が途上国経済開発のために技術援助を行うことを規定した総会決議200(III)が採択された⁶⁾。

1949年、インド出身のラオ経済開発小委員会議長(V. K. R. V. Rao)は、包括的な経済開発問題に取り組むための組織として、国連経済開発局(United Nations Economic Development Administration; UNEDA)の設立を要求した⁷⁾。アメリカと世銀の強い反対により、包括的な経済開発問題に取り組む UNEDA は実現できなかったものの、拡大技術援助計画(Expanded Program of Technical Assistance; EPTA)が設立され、国連本体が途上国に対し技術援助を継続的に行っていくことになった⁸⁾。

1950年代半ばになると、途上国側は、小規模な技術援助ではなく、大規模な資本援助を行う機関を創設しようという強い要望を出すようになった。そこで国連も資本援助に乗り出すべく、総額約3億ドルに上る、国連経済開発特別基金(Special United Nations Fund for Economic Development; SUNFED)を新設する動きを加速した。しかし途上国側の影響力が拡大するとの懸念から、最大出資国のアメリカとイギリスが SUNFED の創設に強く反対し、SUNFED の創設は見送られた。その代わりに EPTA の資金規模が大幅に拡大され、1959年には、途上国の経済社会的インフラ開発を促進するために資金援助を行う、特別基金(Special Fund)が創設された⁹⁾。

開発援助の要求のみならず、先進諸国が作り上げた国際政治経済秩序に対しても、途上国は連携して、度々異議申し立てを行ってきた。1955年、アジア、アフリカの途上国が結集して、バンドン会議を開催した。同会議では、反植民地主義、冷戦二極対立構造の終焉、より公正な世界経済秩序の実現、南側諸国間の幅広い協力が議題に掲げられた¹⁰⁾。その後も国際政治経済秩序に対する異議申し立ては、バンドン会議での精神に基づき、途上国が団結して行った。1964年、第一回国連貿易開発会議(the United Nations Conference on Trade and Development; UNCTAD)では、77の途上国が、国連でのその発言力強化を目的として、G77というグループを結成した。G77は、2016年3月現在、加盟国は134に上

47

り、国連加盟国の約7割が加盟する最大の国家間グループとなっている。結成以来今日に至るまで、国連総会や専門機関などにおける決議や政策決定を主導することに加え、開発問題に関する合同宣言や行動計画や合意を生み出すなど、活発な活動を展開している¹¹⁾。 G77は、1974年、新国際経済秩序(New International Economic Order; NIEO)樹立の動きを主導した。

以上のように、途上国は、経済的に弱い立場に置かれていても、国際政治の場で沈黙していたわけではない。途上国は相互連携を図り、明確に自らの要求を表現し、既存の秩序への異議申し立てを行ってきたのである。

3. フリーライダー志向

急速な経済成長を遂げた一部の途上国は、やがて新興国と呼ばれるようになったものの、旧植民地であり途上国であるというアイデンティティは持ち続けていた。新興国は、途上国アイデンティティゆえに、グローバル公共財の提供に際し、より大きな責任分担を嫌がり、しばしばフリーライダーであろうとする。もしグローバルなリーダーシップを引き受けるなら、それによって得られる利益よりもコストの方が上回るであろうと予想する¹²⁾。

このような新興国のフリーライダー的志向は、貿易や環境分野における特別待遇を目指す動きに顕著に表れる。世界貿易機関(World Trade Organization; WTO)協定において、特別のかつ異なる待遇(Special and Differential treatment; SDT)が規定され、途上国や後発開発途上国(Least Developed Countries; LDC)諸国に対して「特別」または「(先進国とは)異なる」扱いが認められることになった。SDTにより、通商取引に際し、途上国は義務の免除や緩和、技術協力を与えられることになる。WTO協定には、途上国の定義がないため、新興国は自らを途上国と称し、SDTを利用するのだ¹³⁾。

環境分野においては、新興国は、「共通だが差異ある責任」(Common but Differentiated Responsibilities; CBDR)原則の受容を先進国に迫る。CBDR 原則とは、地球規模の問題の解決に際し、先進国と途上国が負う義務・負担を差異化するという原則である。それは、先進国がこれまで温室効果ガスを排出してきたという歴史的責任と、途上国を支援する能力・技術を有するということを根拠としている¹⁴⁾。CBDR 原則は、1992年、国連開発環境会議(リオ会議)にて、新興国の主導の下、リオ宣言第7原則として組み込まれることになった¹⁵⁾。このリオ宣言の第7原則は、2012年、国連持続可能な開発会議(リオ+20)で採択された成果文書「我々の求める未来」(The Future We Want)の第15原則の中で、その踏襲が改めて確認されている¹⁶⁾。リオ会議にて採択された気候変動枠組み条約に

小川裕子

おいても、第3条1項として CBDR 原則が規定された。その結果、1997年、第3回気候変動枠組条約締約国会議(地球温暖化防止京都会議; COP3)で採択された京都議定書は、先進国には温室効果ガス排出量について法的拘束力を伴う削減義務を課したのに対し、途上国および途上国を自称する新興国にはその義務が免除されることになった「7)。

4. 規範形成志向の高まり

その一方で、新興国は増大する経済力に見合う政治力を欲するようになる。そして自らの利益や政策選好を反映させるよう、多くの国際社会のルール、すなわち規範の形成過程に参加することに対して関心を示すようになった¹⁸⁾。それは開発協力分野において顕著であった。

2000年代に入ると、新興国は、これまで当然であった西側諸国中心の規範形成のやり方を批判するようになった。2005年に合意されたパリ宣言に対する批判である。パリ宣言は、援助の質と効果を向上させるための実際的な行動志向ロードマップである。このパリ宣言は、開発援助委員会(Development Assistance Committee; DAC)の下部組織である援助効果に関する作業委員会(Working Party on Aid Effectiveness; WP-EFF)を中心として策定されている。WP-EFFは、2003年 DACドナーのための委員会として発足した組織であり、新興国は参加を認められなかった。またパリ宣言は DAC 諸国の ODA を対象とするものであり、新興国の開発協力資金を含む、ODA 以外の開発協力資金を考慮に入れていない。今日の開発協力資金の6割以上が ODA 以外の開発協力資金であることを考えるなら、パリ宣言の効果は疑わしい。それゆえ、新興国は、パリ宣言の諸原則を、ドナーとしては受け入れず、被援助国として調印することで、抗議の姿勢を示した19)。

そこで、DAC は政策過程に新興国も参加させることにした。2008年、パリ宣言の実効性を高めることを目的としてアクラで開催されたハイレベル・フォーラムでは、WP-EFF はメンバーのカテゴリーを以下の5つに拡大した。すなわち、(1)援助国、(2)被援助国、(3)被援助国かつ援助国、(4)国際機関、(5)市民社会組織(Civil Society Organizations; CSOs)である。また途上国側から一人、ドナー側から一人を議長に選ぶという、南北合同議長制度を発足した。そして WP-EFF は、南南協力に関する作業委員会も設置した。その結果、アクラ・アジェンダは、80以上の途上国、経済協力開発機構(Organization for Economic Co-operation and Development; OECD)の全加盟国、約3000の CSOs、新興ドナー、国連、国際開発機関、民間財団などの参加の下に策定されることになった²⁰⁾。

新興国を始めとする非 DAC 諸国は、釜山で開催されるハイレベル・フォーラム(High Level Forum 4: HLF4)に先立ち、その発言力の増大を目指し、地域ごとに団結を図る。

米州機構(Organization of American States; OAS)は加盟国を招集し、その中南米協力ネットワーク(Inter-American Co-operation Network)を通じて、3つのサブリージョナル・ワークショップを主催した²¹⁾。アフリカ諸国も、アフリカの声と国際開発への政治的関与の重要性を認識し、開発効果のためのアフリカ・プラットフォーム(the Africa Platform for Development Effectiveness)の権威の下で、3つの地域会合を組織した。またアフリカ連合委員会(the African Union Commission)と、アフリカ開発のための新パートナーシップ(New Partnership for Africa's Development; NEPAD)とアフリカ開発銀行(African Development Bank; AfDB)は合同で援助効果に関する会合を招集した²²⁾。アジア・太平洋諸国は、援助効果のための能力開発(the Capacity Development for Development Effectiveness)が主催するワークショップへの参加を通じて、共通の立場を形成することになった²³⁾。

中でもアジア諸国を中心とする動きは注目に値する。2011年、釜山で開催された HLF4では、中国、インド、ベトナム、韓国、オーストラリアの有識者・専門家が集まり、アジア型アプローチの重要な要素について議論した。アジア諸国は、援助国および被援助国の経験も同時に有し、援助国・被援助国という二分法を嫌う。自身の成功経験を他の途上国と共有し、持続可能な成長や被援助国のオーナーシップや、インフラ、貿易、工業、人的資源開発を包摂する能力開発を重視する。開発協力を外交・経済政策目的と関連付けるが、パートナーに対しては政治的コンディショナリティをほとんど要求しない²⁴。アジア諸国が、援助を開発協力の唯一の手段としない考え方は、経済開発という結果を出すことを目指すために、結果志向アプローチと呼ばれる。その後、アメリカのシンクタンク「世界開発センター」(Center for Global Development; CGD)、イギリスの国際開発省(Department for International Development; DFID)、ノルウェー外務省、スウェーデン外務省、ドイツ経済協力開発省(Bundesministerium für wirtschaftliche Zusammenarbeit und Entwicklung; BMZ)、欧州委員会は、結果志向アプローチを行動に移すためのセッションを開催した²⁵⁾。そして結果志向アプローチは、HLF4で採択された4つの共有原則の中に含められ、アジェンダの核心に位置づけられることになった²⁶⁾。

5. SDGs

しかしながら、SDGs に関しては、規範形成志向よりもフリーライダー志向が顕在化してしまう。

SDGs とは、2015年 9 月、国連総会で採択された、国際社会の新たな目標である。貧困、飢餓、健康、教育、ジェンダーなどの17の目標と169のターゲットから構成される270。

2015年に達成期限を迎えるミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals; MDGs) の次期目標として、2011年から国連を中心にその構想が練られてきた。

SDGs をめぐる政治過程は複雑である。それは一つには、MDGs が一部の先進国を中心として作成されたという批判から、多様な主体の声を拾い上げようとして、いろいろな取り組みがなされたからである。また、当初、SDGs は環境分野の目標であり、その後、開発分野の目標を統合することになったため、SDGs を策定するためのイニシアチブが複数存在することになったからである。その主なものには、UNDPと国連経済社会局(Department of Economic and Social Affairs; DESA)が主導する国連タスクチーム、リオ+20会議にて設置されたオープン・ワーキング・グループ(Open Working Group; OWG)、潘基文国連事務総長が発足した有識者ハイレベル・パネル、各国政府が主導した持続可能な開発資金に関する政府間専門家委員会、UNDPが主導する国別コンサルテーション、テーマ別コンサルテーション、「マイ・ワールド」(My World)調査などがある²⁸⁾。

SDGs の策定過程は、OWG を除き、南北対立の様相を呈するとともに、南側の分裂が表面化した。OWG は、地域ごとに複数国が議席を共有したため、南北のブロック対立になることを避けられた。しかしながら、OWG 以後の SDGs 交渉においては、南北対立という伝統的な交渉様式に回帰してしまう。そして LDC は自分たちに十分な配慮がなされないと訴えるなど、それぞれのグループが自らの利益や立場を繰り返し主張するにとどまった²⁹⁾。

新興国は各々が単独でイニシアチブを発揮しようとした。ブラジルは、リオ1992地球サミット(the Rio 92 Earth Summit)、リオ+20会議を主催したことに加え、国連有識者ハイレベル・パネル、持続可能な開発融資に関する専門家政府間委員会に代表を送り、OWG 交渉にも参加した。

中国は、他の政府に先駆けて、2013年、SDGs に関する政府のポジション・ペーパーを刊行した。同ペーパーでは、貧困削減と持続可能な開発を中核におき、SDGs への強いコミットメントを示した。中国は G77の正規なメンバーではないが、同グループ内で特別な地位におかれ、同グループのすべての会議に参加し、交渉の調整役を引き受けている。中国は G77と連携して、SDGs 作成に積極的に貢献することによって西側支配に対抗しようとしている。

G77の立場を取り続けるインドは、リオ原則および CBDR 原則を、SDGs の普遍性の基盤として強く提唱した。そして国連での交渉に大規模な派遣団をおくり、存在感を発揮した。

南アフリカは、G77の議長を務めており、リオ+20会議では、持続可能な開発融資戦略のテキストを提案した。この南アフリカの活動の延長線上に、持続可能な開発融資に関す

る政府間専門家委員会が誕生した。南アフリカは OWG には参加しなかったものの、開発 資金国際会議の議論には積極的に参加した³⁰⁾。

新興国の共通点は、いずれも G77のメンバーとして、あるいは G77と共同歩調をとって、途上国側の見解を代弁する形で SDGs 策定過程に参加しているということにすぎない。新興国および途上国が置かれた状況や抱える課題は異なり、共通の理念や手法を実現するために協力しているわけではない。それぞれが個別にリーダーシップを発揮しようとしているようであった。

このようにバラバラな新興国および途上国を団結させる接着剤となったのが、CBDR 原則であった。新興国は CBDR 原則について最も積極的に発言を行ったのであった³¹⁾。

新興国および途上国はこの CBDR 原則を環境のみならず、SDGs の全分野にまたがる最重要原則として掲げることを主張する。それは、何といっても、先進国と途上国の区分の下、新興国は途上国側に立つことによって、気候変動などの国際公共財に関する財政負担の増加を避けることが可能になるからである。またその他の多くの途上国は、先進国と途上国の区分により、途上国に対する財政支援の増加を期待する。これに対し、先進国は、CBDR 原則は環境分野に限定される原則であり、持続可能な開発の経済・社会・環境的次元を統合する包括的なアジェンダのための最重要原則にはできないと反論する320。

この CBDR 原則をめぐる南北対立を打開したのは、新興国インドであった。CBDR 原則をめぐっては、SDGs 採択の直前まで、激しい南北対立が展開され、決着は最終審議の場となる政府間交渉(全8回)にまで持ち込まれた。先進国と途上国の多くが、CBDR 原則を指導原則にすべきか否かを強硬に主張し合い、両者一歩も譲らなかった。その膠着状態を打開したのは、第6回会合のインドの発言であった。インドは、CBDR 原則は、SDGs が目指す普遍性と矛盾しない、途上国による怠慢を意味することもない、野心的で公平な行動要請である、国連憲章やミレニアム宣言の基礎となる根本的な原則であると論じた。CBDR 原則に反対していた、EU、ノルウェー、オーストラリア、日本、韓国は、ミレニアム宣言の諸原則と価値に基づくなら CBDR 原則を承認できると言い、SDGs に挿入されることが決定した330。CBDR 原則を国連憲章やミレニアム宣言に合致するものとのインドの発言通り、先進国側が CBDR 原則を捉えるようになったことが決め手となった。

おわりに

本稿は、21世紀の新興国が規範形成にどのような影響を与えるのかを、SDGs を中心として検討した。新興国は、その増大する経済力に見合う国際的影響力の行使を望み、規範形成にも意欲を示す。その一方で、途上国としてのアイデンティティゆえに、フリーライ第49号(2017)

小川裕子

ダー志向を持つ。貿易や環境分野の政治過程では、フリーライダー志向の方が強く表出した。

開発協力分野において、新興国は規範形成に意欲を示す。国連開発システムに対する人的貢献、財政的貢献を増大させ、規範形成に対して大きな影響力を行使する基盤を整えた。先進国側もその存在感の大きさゆえに新興国を無視することができなくなり、新興国を開発共同体の政策決定や運営に携わらせよう、新興国の動向を踏まえたルールに書き換えようと画策するようになった。

しかし SDGs の策定過程における新興国の行動には、フリーライダー志向が顕著に見られることになった。SDGs 策定過程には、新興国のみならず、多数の途上国や LDC が参加し、それら諸国が個々に自らの利益や立場を繰り返し主張した。新興国および途上国・LDC が連携できたのは、CBDR 原則のみであった。CBDR 原則をめぐる南北対立は、SDGs 策定の最終局面まで続いたが、新興国のイニシアチブの下、新興国および途上国・LDC が連携し、CBDR 原則を包括原則として SDGs に盛り込むことができた。

SDGs の事例から明らかになったのは、新興国が途上国と連携し、先進国に真っ向から 衝突することによって、自らの要求を突き通したことである。今回の事例から推察される のは、新興国は規範形成メカニズムを大きく変える可能性があるのではないかということ である。従来の規範形成メカニズムにおいては、欧米先進国を説得し、味方につけること で、規範の拡散を促す事例が多数検討されてきた。これに対し、新興国は、多数の途上国 と連携し、先進国と直接対決することで、規範の作成、拡散を試みたのである。

膠着状態に陥った議論の流れが変わったのは、偶然によるものかもしれない。幅広い支持を得ている国連憲章やミレニアム宣言と CBDR 原則の整合性を論じたインドの発言がなければ、CBDR 原則が SDGs 指導原則として採択されなかった可能性は否定できない。新興国が先進国との対立に勝って規範を形成するために必要となる、偶然的要素の低い要因を探すことが肝要である。

また CBDR 原則は、SDGs の実施方法に関する規範であって、内容に関する規範ではない。SDGs を構成する17の目標の策定過程において、新興国はどのような役割を果たしたのか。目標策定に際して見られる規範形成メカニズムは、実施方法である CBDR 原則の場合と比較してどこが同じでどこが違ったのか検討が必要である。

そして SDGs の指導原則として CBDR 原則が採択されたということをどのように捉えたらよいのだろうか。新興国が持続可能な開発の推進に積極的に貢献しないということを正当化する、言い換えれば、規範の意義を台無しにすることにならないだろうか。新興国は、従来のように「規範妨害者」にすぎなかったとも考えられる。新興国が独自のアイデアを規範に格上げする「規範形成者」の役割を果たすようになるには、そもそも南側ドナ

ー間で共有できるアイデアを見つけ、理論化することが必要なのではないか。南側ドナーの知的リーダーシップを目指す動きに期待したい。

新興国の台頭と規範形成メカニズムの変化に関する検討は始まったばかりである。今後は、様々な分野、主体、事例の検討を重ねることで、新しい時代の規範形成メカニズムが解き明かされることが求められよう。

文献

- 1) Robert H. Wade, "Emerging World Order? From Multipolarity to Multilateralism in the G20, the World Bank, and the IMF." *Politics & Society*, 39-3, (2011), pp.347-378.
- 2) "Dreaming with BRICs: The Path to 2050," *Global Economics Paper*, 99 (2003); Neera Chandhoke, "Realising Justice," *Third World Quarterly*, 34-2 (2013), p.307.
- 3) *IMF World Economic Outlook Database*, October 2015, http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2015/02/weodata/index.aspx, Accessed on 26 March, 2016.
- 4) "The World Fact Book," the Central Intelligence Agency (US), https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/, Accessed on 17 April, 2017.
- 5) 拙著『国際開発協力の政治過程―国際規範の制度化とアメリカ対外援助政策の変容―』 東信堂、2011年、46-47頁。
- 6) 田所昌幸『国連財政―予算から見た 国連の実像―』有斐閣, 1996年, 202頁。
- 7) Rao, V. K. R. V., "An International Development Authority," *India Quarterly*, Vol.8, July-September, 1952, pp.236-269: 本間雅美『世界銀行と南北問題』同文舘, 2000年, 100-102頁。
- 8) Lumsdaine, David H., *Moral Vision in International Politics: the Foreign Aid Regime 1949-1989*, Princeton University Press, 1993, pp.234-236; UNDP, *UNDP News; 50 Years of Cooperation and Partnership*, 2001; 本間,前掲書, 100-104頁, 田所, 前掲書, 202-203頁。
- 9) Lumsdaine, op.cit.; UNDP, op.cit.; 田所, 前掲書, 205-209頁。
- 10) Gerardo Bracho, "In Search of a Narrative for Southern Providers: The Challenge of the Emerging Economies to the Development Cooperation Agenda," DIE (2015), p. 6.
- 11) "About the Group of 77," *The Group of 77 at the UN*, http://www.g77.org/doc/, Accessed on 28 March, 2016.
- 12) Silke Weinlich, "Emerging Powers at the UN: Ducking for Cover?" *Third World Quarterly*, 35-10 (2014), pp. 1838-1840. Miles Kahler, "Rising Powers and Global Governance: Negotiating Change in a Resilient Status Quo," *International Affairs*, 89-3 (2013), pp. 711-729; Pu Xiaoyu, "Socialisation as a Two-way Process: Emerging Powers and the Diffusion of International Norms," *The Chinese Journal of International Politics*, 5 (2012), p.360.
- 13) Anna Knoll, Sebastian Grosse-Puppendahl, and James Mackie, "Universality and Differentiation in the Post-2015 Development Agenda," Discussion Paper, 173, *ECDPM* (February 2015), www.ecdpm.org/dp173, Accessed on 15 March, 2016.
- 14) Alvin K. Leong, "CBDR in the Post-2015 Development Agenda," (2015), http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2593510, Accessed on 3 March, 2016.; Paula Lucci, Amina Khan and Elizabeth Stuart, "Means of Implementation and the Global Partnership for

- Sustainable Development: What's in It for Emerging Economies?" *ODI Report* (May 2015)
- 15) "Rio Declaration on Environment and Development," UNEP, http://www.unep.org/documents.multilingual/default.asp?documentid=78&articleid=1163, Accessed on 30 March, 2016; 「環境と開発に関するリオ宣言」環境省, https://www.env.go.jp/council/21kankyo-k/y210-02/ref 05 1.pdf, 2016年 3 月30日アクセス。
- 16) "Report of the United Nations Conference on Sustainable Development," UN, A/CONE.216/16 (June 2012) .
- 17) Andrew Hurrell and Sandeep Sengupta, "Emerging powers, North-South relations and global climate politics," *International Affairs* 88-3 (2012), pp. 467-470;「気候変動の国際交渉」環境省、http://www.env.go.jp/earth/ondanka/cop.html, 2016年 3 月30日アクセス。
- 18) Ramesh Thakur, "How Representative are BRICS?" Third World Quarterly, 35-10 (2014), pp. 1791-1808; Thomas G. Weiss and Adriana Erthal Abdenurb, "Introduction: Emerging Powers and the UN: What Kind of Development Partnership?" Third World Quarterly, 35-10 (2014), p. 1755.
- 19) Kindornay S and Samy Y., "Establishing a Legitimate Development Cooperation Architecture in the Post-Busan Era," in Sesada H (eds) Multilateral Development Cooperation in a Changing Global Order, Palgrave Macmillan (2013), p. 274; OECD (2010), Working Party on Aid Effectiveness, http://www.oecd.org/development/effectiveness/45498646.pdf. Accessed 15 Feb 2016; Mawdsley, Emma, From Recipients to Donors: Emerging Powers and the Changing Development Landscape, London; Zed Books, (2012), p.39.
- 20) Kindornay and Samy, op.cit., pp. 275-276; OECD (2011), Busan High-Level Forum on Aid Effectiveness: Proceedings, https://www.oecd.org/dac/effectiveness/HLF4%20proceedings%20 entire%20doc%20for%20web.pdf. Accessed 15 Feb 2016, p. 260.
- 21) *Ibid.*, p. 221.
- 22) Ibid., p. 225.
- 23) Ibid., p. 227.
- 24) Ibid., p. 185.
- 25) *Ibid.*, p. 169.
- 26) OECD (2012), Busan Partnership for Effective Development Co-operation Fourth High Level Forum on Aid Effectiveness, Busan, Republic of Korea, 29 November-1 December 2011, http://www.oecd.org/dac/effectiveness/Busan%20partnership.pdf. Accessed 1 Feb 2016; OECD (2011), op.cit., p. 102.
- 27) "The Sustainable Development Agenda," UN, http://www.un.org/sustainabledevelopment/development-agenda/, Accessed on 3 March, 2016.
- 28) 「持続可能な開発目標 (SDGs) 採択までの道のり」UNDP, http://www.jp.undp.org/content/tokyo/ja/home/presscenter/articles/2015/08/21/sdg.html, 2016年3月30日アクセス。
- 29) Pamela S. Chasek, Lynn M. Wagner, Faye Leone, Ana-Maria Lebada and Nathalie Risse, "Getting to 2030: Negotiating the Post-2015 Sustainable Development Agenda," *Review of European Community and International Environmental Law*, 25-1 (2016), p.11.
- 30) "Understanding the Rising Powers' Contribution to the Sustainable Development Goals," *Rapid Response Briefing* 9, (IDS, 2015); Paula Lucci, Amina Khan and Elizabeth Stuart, "Means

of Implementation and the Global Partnership for Sustainable Development: What's in It for Emerging Economies?" *ODI Report* (May 2015); Lydia Swart, "Organizational Framework of the Group of 77," in *The Group of 77: Perspectives on its Role in the General Assembly*, Center for UN Reform Education (2012).

- 31) Leong, op.cit.
- 32) *Ibid.*; Clara Nobbe, "Universality, Common but Differentiated Responsibilities and the Sustainable Development Goals," *SWP Working Paper*, FG 8, 2015/01 (April 2015), https://www.swp-berlin.org/fileadmin/contents/products/arbeitspapiere/Nobbe_2015_SWP-WorkingPaper.pdf, Accessed on 3 March, 2016.
- 33) Earth Negotiations Bulletin, 32-19 (IISD, 28 June 2015), p.4, 18, http://www.iisd.ca/post2015/in6/, Accessed on 3 March, 2016; Ibid., 32-20, (5 August 2015), pp.6-7, http://www.iisd.ca/post2015/in7-8/, Accessed on 3 March, 2016.